

## 外国語大学非常勤講師給与支給格付基準

2007年12月1日改正

本学が採用、招へいする非常勤講師に対する給与の支給は、次の基準による。

- 1 「非常勤講師給与支給規則」第2条別表1の通り、3区分とする。
- 2 別表1の区分については、他大学等の専任の教員、研究員にあっては、本務校等の職階による区分を適用する。又、本学教員以外の神戸市職員にあっては、任命権者の許可条件による区分を適用する。
- 3 2にいう者以外にあっては、大学卒業を起算点とする経歴年数（大学卒業者でない者については、最終学歴終了後の年数に大学卒業に要したと思われる年数を加える）による区分を設ける。経歴年数が、20年以上の者を教授、10年以上20年未満の者を准教授、10年未満の者を講師とする。（本学の専任教員の任用に必要とされている大学卒業後の経歴年数各々の1.5倍相当。）
- 4 前記経歴年数は、本学が非常勤講師として採用・招へいする領域の研究・教育、又は業務に従事した期間（年数）を意味し、1年を経歴年数1年とし、それ以外の期間は1年を2分の1年として計算する。
- 5 但し、年齢が50歳以上の者にあっては、第3項にも拘らず、教授とする。
- 6 この基準の適用に関して疑義がある場合は、基準の精神に則り、理事長が判断する。